

## 災害時における飲料水の供給等に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）と、株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （協力要請）

第3条 災害時等においては、甲が物資を必要とするとき、甲は乙に対し次の各号の協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の物流拠点で保有する在庫飲料の提供
- (2) 乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の提供
- (3) 前2項以外の物資の供給

2 前項の要請は、「飲料水等の供給要請書」（別紙第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### （支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、可能な範囲内において支援の実施に努めるものとする。ただし、乙は、特段の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

### （物資の運搬、引渡）

第5条 第3条第2項の規定により要請した飲料水の引渡場所は、甲乙協議の上定めるものとし、引渡場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に人員を派遣し、飲料水を確認の上、引き取るものとする。

### （経費の負担）

第6条 本協定に基づき乙が甲に供給した飲料水の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、甲が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （費用の支払）



第7条 甲は、乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の規定に基づき、その費用を速やかに支払わなければならない。

(連絡窓口)

第8条 甲と乙は、本協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を速やかに双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降についても同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 勇払郡安平町早来大町95番地

安平町長 瀧



乙

東京都渋谷区本町3-47-10

株式会社 伊藤園

総務部長 川本正人



別紙第1号様式

平成 年 月 日

飲料水等の供給要請書

株式会社伊藤園

様

安平町長

「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

要請番号	No.		
要請物資等		希望数量	単位
引渡希望日時	平成 年 月 日 時 分		
引渡希望場所			
受領担当者			
備考			